

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第17回電気料金審査専門小委員会

日時 平成26年9月5日（金）16：59～19：04

場所 経済産業省本館17階 国際会議室

1. 開会

○伊藤電力市場整備課長

では、定刻になりましたので、第17回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、委員の先生方及びオブザーバー各位、そして傍聴の方々におかれまして、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、北海道電力からは説明者として酒井副社長にご出席いただいております。

では、以降の議事進行につきましては、安念委員長にお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○安念委員長

どうもありがとうございます。それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日はやることが3つあります。まず初めに、オブザーバーとして参加いただいております消費者庁さんからご発言をいただきます。経済産業省の公聴会は、9月11日に行う予定ですが、それに先立って9月2日に消費者庁におかれまして、札幌で意見交換会を開催されたということです。その概要などについて、ご報告をいただきたいと存じます。これが1つ目。

2つ目は、これまでの委員会における指摘事項について、説明とご回答をいただきます。

3つ目、これまで十分審議できていない論点として、仮に値上げの認可をすることとなった場合、いかなるときに値下げをするか、その条件について、事務局より論点のご説明をいただきまして、また北海道電力さんから、現在のお考えをご説明いただきまして、議論をしたいと存じます。

それでは、まず消費者庁の岡田課長より、9月2日の意見交換会について、ご報告をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○岡田消費者庁消費者調査課長

岡田でございます。9月2日、消費者庁としまして、札幌で意見交換会を開催いたしまして、北海道の消費者の方々のご意見を伺ってまいりました。17名の方から直接ご意見を伺ったところでございます。きょうは意見について、幾つかまとめてご紹介することとさせていただきます。

まず、今回の申請は、大幅な値上げ申請でありまして、生活の中では代替がきかない部分である、家計への影響が大きいといった意見もございました。積極的に進められてきたと思われるオール電化についても、値上げ金額が大きいということが挙げられておりました。また、そういう中で、地域独占事業者として、消費者に負担を求める前にやるべきことがあるのではないか、企業の中でのコスト削減の努力を行うべきではないかといった意見がございました。

具体的な項目としましては、人件費につきまして、人件費の削減は社員、特に技術者の方の士気の低下につながるおそれがあるのではないかと、あるいは削減されるであろう社員の家計のことを思わないでもないといった意見があった一方で、従業員の年収は、北海道の平均からすればまだ高く、引き下げを検討すべきというような意見がございました。役員報酬につきましては、役員報酬はどうなっているのかですとか、原発の比率を高めてきた経営側の問題でもあり、役員報酬を下げるべきといった意見もございました。資産につきましては、保有不動産に手をつけていくべきといった意見もございました。

今後の道筋を明らかにしてほしいという意見もございました。原発のあり方のほか、北海道は省エネ新エネルギーの促進条例もありますので、発電の構成についての方向性を示してほしいといった意見もありました。そのほか、電気の料金認可申請との関係でご紹介しますと、今回の申請は原発の再稼働が前提となった申請ですけれども、再稼働が認められない場合は、再々値上げとなるのではないかとといった懸念、あるいは原発のコスト面の説明不足についての指摘もございました。

消費者庁といたしましては、このような消費者の意見も踏まえまして、今後、審査のためのチェックポイントを公表させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

2. 電気料金審査専門小委員会における指摘事項について

○安念委員長

それでは、続きまして、これまでの委員会における指摘事項に移りたいと思います。まず、事務局より、これまでの委員会で委員やオブザーバーの方からいただきました質問事項についてご説明をいただき、その後、北海道電力よりご回答をお願いしたいと思います。

では、まず事務局からお願いします。

○伊藤電力市場整備課長

では、右肩に資料3とございます資料をごらんいただければと思います。主に前回、小委員会における指摘事項でございます。幾つかナンバリングしておりますけれども、まずナンバー1で、前提計画、需給に関連をいたしまして、幾つかの固まりでございます。まず、水力発電量につきまして、前回認可時の想定よりもかなり減少しているという申請内容になっておりますけれども、このあたりについて明確に説明をいただきたいとのご指摘がございました。

また、ナンバー2で、適切な予備率というものについて、改めて見解を問うご質問がございました。

また、3と4につきましては、再生可能エネルギー、新エネにつきまして、新エネ導入によって燃料費削減につながるのではないかと。あるいは太陽光発電に関連しまして、送電線の敷設や周波数への安定策などでコストがかかっているのか。そのあたりについて確認をしたいというご質問がございました。

また、5については、電力の需要ということで、これは前々回ご議論して、現在、事務局で整理しております。

また、火力燃料費につきましては、石狩湾の新港LNGの発電所ということで新設する。これは非常によいことであるけれども、実際の燃料調達に当たって、他のガス会社と共同調達をするなど、実際にこのLNGの新設火力発電所が低コストで運営できるために、こういったことを具体的に検討しているのかということをお明らかにしていただきたいというご質問がございました。

また、7、8でございますけれども、前回の燃料費の審査でさまざまな指摘があったということでございますけれども、例えば国内炭の調達など、結果として査定方針以上の調達が可能になったと。そのこと自体はもちろん企業努力という面もあるわけですが、言ってみればサバを読んでいたという、ある種のバッファがあったということであったのではないかとご指摘もございました。またそれに関連しまして、メリットオーダーのより徹底的なその活用ということで、修理期間の短縮化等、これまでの発想を超えて、新たにその検討をいただきたいということ。また、1年しかたたないうちのその再値上げの申請ということで、また、値上げ幅も大変大きいということで、さらなる燃料費の削減努力をするべきであるとのご指摘もございました。

また、前提計画の一部でございます経営効率化につきましては、1回目以降、経営効率化について費用の支出の先延ばしなのかどうかといった、個々の内容に即して、さらに詳細なご説明を求めるご要望がございました。

また、消費者としてしっかり納得できる説明をしてほしいということで、特にその経営の効率化の深掘り、あるいはその未達、こういった入り練りを踏まえて、可能な部分についてはユーザーに還元することを検討してほしいと、こういうご意見もございました。また他方で、ユーザー

への還元に関連して、追加的に達成した部分の還元は、ある意味やり過ぎると当然そのトレードオフの関係にある効率化のインセンティブが、一部そがれる面があるということを考慮するべきであるというご発言もございました。

また、修繕費の繰り延べに特に関連しまして、考え方によっては補修を後回しにし、将来に負担を先送りすると、こういったことも発生しないわけではございませんので、何か全体として枠を達成していればいいんだといったようなことについては、原価算定期間終了後に特定の費目が急増するといったことも可能性としては排除できないので、やはり個々の費目について、しっかりと取り組みをしていくべきではないかというご指摘もございました。

最後に費用の配賦・レートメークに関連しまして、これも1回目以降、引き続きでございますけれども、ユーザー負担の軽減につながる新たな料金メニューの検討といったことについて、さらなるご要望がございました。

前回の指摘事項は以上でございまして、今、申し上げたことを念頭に、北海道電力からご説明いただければと思います。

○安念委員長

どうもありがとうございます。それでは、酒井副社長からお願いをいたします。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

北海道電力の酒井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料4に基づきまして、ご説明をさせていただきます。まず、水力発電所の関係でございますけれども、まず作業停止の必要性について、ご説明いたします。

今回、追加で作業停止を予定している水力発電所、こちらにつきましては既に故障が発生しているもの、あるいは経年劣化の進行により、設備的に限界の来ているものでございます。これまでも状態監視を行いながら、作業停止の延期も行っておりますけれども、計画したものの以外の発電所故障も追加となるなど、さらなる作業停止の延期については、発電所の状況を見ながら、その都度判断している状況でございます。

作業停止延期による事故停止のリスク増加ですとか、あるいは機器の損傷箇所の拡大、こういったものに伴います停止期間の長期化などによりまして、安定供給面における供給力の減少ですとか、費用面における火力燃料費の増加を懸念しているところでございます。こうした状況から、作業停止につきましては、供給力としての必要性ですとか、発電電力量の減少による費用への影響を考慮した上で優先順位を設け、一定程度計画的に実施していくということが必要だというふうに考えてございます。

3ページ目以降につきましては、これは各発電所の損傷状況等をご説明しているものでござい

ますので、こちらの説明は割愛させていただきます。

10ページ目をお願いいたします。適正予備率8～10ということに対して、それを超えている場合があるのではないかというご質問をいただいております。当社は他電力と比較して需要規模が小さいということで、例えば当社の主力火力の規模でございます35万kW、こちらの運転停止が予備率に与える影響は、およそ6%程度となります。需給計画をつくるときには、現在は非常に需給がひっ迫しておりますので、ちょっと違った考え方で行っておりますけれども、通常でありますと、適正予備率8～10を下回らないように、供給力の確保に努めております。こうしたことで、たまたま35万kW入れる入れないの判断をしたときに、ぴったり8～10になかなかおさまらないということがございます。

それでは、11ページ目をごらんください。新エネルギーの織り込みについてでございます。今回の原価につきましては、至近の実績動向、それと系統連系等の申込み状況、こういったものを踏まえまして、当社調整力の範囲内で最大限連系可能な範囲ということで、計画に織り込んでおります。新エネルギーにつきましては、CO₂を排出しないメリットがある一方、特に風力発電、あるいは太陽光発電につきましては、出力変動があるということから、電力品質への影響を与えないように配慮しながら拡大を進めてきたところでございます。一方、新たに導入されました固定価格買取制度、いわゆるFIT制度でございますけれども、この導入以降、メガソーラーを中心に多くのお申込みをいただいているところでございます。既に北海道で調整できるいわゆる周波数の変動を抑制できる規模を超えている状況でございます。このため、新たに東京電力と共同での実証試験による風力発電の拡大に向けて取り組むほか、大型蓄電池の実証試験など、引き続き新エネルギーの導入拡大に向けて取り組んでいる状況でございます。

12ページ目から14ページ目につきましては、風力、太陽光、バイオマス、それぞれにつきまして取り組んでおります実証試験の紹介をさせていただきます。

飛ばしまして、15ページ目をごらんください。15ページ目につきましては、再エネの導入量が増加した場合のお客様負担ということで、固定価格買取制度による再エネの購入費用、こちらにつきましては料金原価には、再エネを買い取ることによる燃料費等の減少分として、回避可能費用を織り込んでおります。回避可能費用を上回る分につきましては、再エネ賦課金、いわゆるサーチャージとして、電気料金とは別にお客様にご負担をいただいているところであります。再エネの導入量が増加した場合、料金原価上は、他社購入電源費が増加いたしますが、火力発電の焚き減らしにより、燃料費等は減少いたします。また、お客様にご負担いただく再エネ賦課金につきまして、サーチャージにつきましては、再エネ導入量に応じて増加することとなります。

16ページ目をごらんください。こちらLNGの調達についてでございます。調達スケジュール

にございますとおり、まだもう少し実際のLNGの導入は先になりますけれども、調達につきましては、今後の需要動向、あるいはシェールガスなどの供給ソースの動向、こういったものを踏まえて、供給の安定性や柔軟性、経済性の面から検討を進めてまいりたいと考えております。これまでLNGの生産者初め、いろいろな箇所から供給に関するご提案を受けているところでございまして、共同調達の可能性も含め、検討を始めたところでございます。

今後につきましては、石狩湾新港発電所1号機、こちらは平成31年2月に運転開始予定でございまして、試運転開始に間に合うよう、LNGの売買契約締結に向け、調達先の検討及び契約条件の協議を行っていくこととしております。

それでは、17ページをごらんください。燃料費の効率化についてでございます。燃料調達に当たりましては、調達地域、あるいは契約時期の分散化及び競争入札など、いろいろな調達方法を採用して、コスト削減に努めてきたところでございます。平成25年度につきましては、石油に比べ安価な国内炭の追加調達に努めたことなどにより、年間のコスト削減額は前回改定時を上回る結果となっております。

平成26年度につきましても、これまでの取り組みに加え、泊発電所再稼働後の亜歴青炭の早期導入に向けた検討ですとか、LNG火力発電所における燃料調達コスト低減など、あらゆる取り組みについて検討を進めてまいります。

それでは、国内炭の調達について、18ページでご説明をさせていただきます。なかなか国内炭の調達については、北海道特有のこととございまして、前回もご説明をいろいろ申し上げたところではございますけれども、まず国内炭の露頭炭鉱といえますのは、海外比べて非常に小規模でございます。当社との長期契約に基づきまして、開発許可を得られた鉱区内で計画的に生産を行っているという状況でございます。このため、採掘可能な石炭量が限られているということで、要員、重機の増強も容易ではないことから、増産には限界があるというのが実情でございます。

前回申請の際には、震災前の国内炭の調達量が90万トン程度であったということに際しまして、震災以降、最大限の増産を行っていただきまして、最初の開発許可を得た段階で申請しております鉱区の石炭量、これに対して既に増産を行っていただいた石炭量から、残りの石炭量の見込みを出しております。それに基づきまして、25年度は最大で120万トンが調達の限界と想定したものでございます。平成25年度上期生産実績を踏まえまして、生産計画の見直しを協議させていただき、また残りの石炭量もだんだん掘り進んでくるにつれて確度が上がってきますので、そういったことを踏まえて再評価をしていただいております。その結果、一部調達先において増産が可能となり、結果的に139万トン調達ができたものでございます。

今回の原価につきましては、だんだん掘り進むにつれて採掘条件が悪くなってきますけれども

増産可能性についてヒアリングを行い、最大調達量といたしまして、135万トンということで計画を織り込んだものでございます。増える業者さんもありますし、減ると言ってきた生産者もあります。そのトータルとして135万トンを見込んだものでございます。

19ページ目をごらんください。メリットオーダーのほかに、火力発電所の工期短縮等の検討はしているのかというご質問かと思えます。こちら、縷々書いてございますけれども、適用発電所として右欄に、苫東厚真1号機、2号機あるいは4号機、こちらは海外炭火力でございます。定検工期を詰めていわゆるメリットが出てくるのは海外炭が主体となりますので、主に海外炭を主体に定検工期の短縮ということを検討してまいっております。具体的な内容といたしましては、24時間作業の導入ですとか、休日付加の取りやめですとか、ボイラー炉内用機械式足場の採用等々書いてあるもので、定検工期の短縮を図ってきてございます。

具体的に20ページに、ではどういうふうになったのかということでございますけれども、苫東厚真発電所ボイラー定検工事の短縮の事例ということでございます。こちらは定例点検のほかに、トラブル対応等の非定例工事が入っておりますけれども、こういった事例をちょっとご紹介させていただきますと、定検工期につきましては、計画段階から24時間作業の実施、休日付加の取りやめ、ボイラー炉内用の機械式足場の採用、及び工事会社からの短縮提案等を反映いたしまして、圧縮を図ってございます。工期短縮しない場合につきましては、足場を採用しないですとか、24時間作業をやめるですとか、こういったことで、11日間逆に増える。逆に言いますと、定検工期短縮の取り組みを行って、11日間、定期検査を縮めております。また、工事会社の提案を不採用とした場合は、これは直接定期検査がこの例では延びるわけではございませんけれども、3日程度増加するといったことになっています。

21ページ目でございます。こちらにつきましては、足元の要因はどうなっているのかというご質問をいただきましたので、つくった資料でございます。こちらは昨年の電気料金審査専門委員会でご説明しておりますけれども、石狩湾新港発電所の建設、北本連系設備の増強、こういった課題のために、人員の増強が必要な状況にあります。一方、足元の退職者、こちらが昨年の申請時の計画よりふえている状況でございまして、本来であれば採用で補充する必要がありましたけれども、業務運営の効率化、あるいは業務の繰り延べ、こういったことを進めまして、人員の増加をさらに抑制しているところでございます。

22ページ目に、各年度の効率化の内訳を示しますけれども、詳細な説明は省略いたします。

なお、今回お示した平成27年度の効率化11名ということで、25年度、26年度、28名よりも少なくなっておりますけれども、こちらは25年度、26年度の業務を27年度に繰り延べている影響によるものでございます。

今後、この11人を拡大すべく、検討を継続してまいりたいと考えております。

飛ばしまして、25ページ目をご説明させていただきます。こちらは効率化の実施状況についてでございます。前回、申し上げましたとおり、平成27年度の修繕の繰り延べにつきましては、設備実態を見た上で検討するという必要がございますので、こちら精査中でございます。したがって、今回お示ししている部分は、繰り延べを除いた部分についてお示ししております。同様に、25年度、26年度につきましても、設備の繰り延べを除いた部分の効率化額を記載しております。現行の電気料金に反映しております効率化額と、国から示された査定方針に基づく補正額の合計、こちらへの対応につきましては、繰り延べした項目を除きましても、総額でおおむね達成している状況でございます。

26ページ目、こちらにつきましては、27年度の内訳でございます。人件費につきましては、人事労務諸制度の見直しなどによる継続実施分10億円程度により、人件費合計では達成する見込みとなっております。また、需給関係費につきましては、泊発電所の停止により卸電力取引所の販売については、未達成となる見込みでございます。一方、石油より安価な国内炭の追加調達など、今回、申請原価に反映した効率化などによりまして、需給関係費合計では達成する見込みとなっております。

27ページ目をごらんいただきたいと思います。こちらは設備投資関連費用、修繕費及び諸経費でございますけれども、こちらにつきましては、資機材調達価格の低減、こちらを実施することで、査定方針を達成できる見込みでございます。

28ページ目以降は、前回お示した25、26年度でございますので、説明を割愛させていただきます。

30ページをごらんください。料金メニューに関するご質問に対するご説明でございます。北海道の場合、当社は冬期、冬の夕方に最大電力が発生するという、そういった需要特性がございます。そういった需要特性を踏まえた料金メニューについて、これまで設定してきているところでございます。今回、新たな料金メニューではございませんけれども、お客様の選択肢拡大と電気の使用法の工夫により、ご負担の軽減につながる既存の料金メニューの見直し、こちらについて検討しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションは全部ご説明いただいた後にすることにいたしまして、続いて「値下げについての論点」をご説明をいただきたいと思います。まず、事務局からでよろしいで

すか。

○伊藤電力市場整備課長

では、資料5をごらんいただけますでしょうか。では、電変認可における値下げ、これからご審議いただいた上で、最終的に査定方針を示し、それを踏まえて経産大臣が電気事業法19条に基づいて認可を行うことになるわけですが、その際、こういった場合に今回認可される値上げについて、再び値下げをどういう状況のもとで行うかということについて、ご審議いただきたいということでございまして、論点を記載しております。

まず、もともと平成24年に行われました電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議の報告書におきまして、電変の制度を記載をした上で、料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められるということがもともと決まっております。裏のページに、ちなみに原文を載せてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

したがって、その趣旨をしっかりと制度として運用していくということが求められているわけでありまして、一つの考え方としては、電気事業法第100条、これも裏のページにございますけれども、認可に際して、一定の条件を付すことができるということとされております。したがって、今回の認可に際して、電気事業法第100条に基づき、まさに料金改定の原因となった事象が解消された場合には、速やかに料金値下げを実施をするということを、あらかじめ値上げの時点で値下げについての条件を付すということが、想定をされるということでございます。

また、具体的な論点としまして、以下、3点ほど挙げてございます。まず第1に、値下げの前提、トリガーをどう考えるかという論点でございます。電変の趣旨としましては、第1回目以降申し上げているように、本来的に自助努力の及ばない電源構成の変動があった場合、燃料費の増分について、料金転嫁を認めると、こういう制度でございまして、したがって、その料金改定の原因となった事象は解消された場合と。通常、今回北海道電力から申請があった事象で言えば、再稼働が実際に遅れているというわけですが、それでその再稼働が実現をするということになった場合には、ある種、その原因となった事象が解消された、ということになるわけでありまして、具体的にではそれがどういう状況になったときに、1基動いたときなのか、2基動いたときなのか、3基動いたときなのかと、こういうことでございまして、再値上げの前提となる電源構成の変動状況がいつ解消、緩和されるということとし、それを最終的にどういう形で値下げにつなげていくこととなるかと、こういう論点でございますけれども、ややその結論めいたことを記載して申しわけございませんけれども、3基全て再稼働してからということではなく、基本的には1基再稼働して、そのたびごとに速やかに値下げをすべきではないかということで、

論点を記載してございます。

また、第2点としまして、具体的に再稼働時期なり、その原価算定期間との関係をどう考えるかということでございますけれども、1つ目のトリガーとも関係しますけれども、実際に場合分けを始めると、非常に多くの場合分けになるわけでございまして、ざっくり申し上げますと、原価算定期間内、25年度、26年度、27年度、この3年度は現行の原価算定期間内ですけれども、算定期間内に想定よりも早く再稼働した場合、第2番目として、原価算定期間内に想定よりも遅く再稼働した場合、原価算定期間が終了した後に再稼働した場合、そういったことになるわけでございまして、もう少しきめ細かく言うと、それぞれ例えば原価算定期間内に想定よりも早くといったものについても、3基全部が想定よりも早く動くということもあれば、1基だけ早く動いて、ほかの2基は遅くなるといったこともあるわけでございますけれども、ざっくり大きく3つ挙げると、ここに記載したようなことであるかなと思ひまして、それらについて、大きな方向性としてどう考えるべきかということでございます。

3番目としまして、いずれにしても値下げの実施時期や、具体的内容といったものがあるわけですが、それらについて、基本的には現行電気事業法上、値上げは今回まさにご審議いただいている経産大臣認可に係らしめているわけでございますけれども、値下げにつきましては、届出の対象となっているということも踏まえて、値下げの実施時期や具体的内容について、料金審査専門小委員会、あるいは国としてフォローアップしていくことが必要ではないかといったこととございまして、このやり方等につきましても、ご議論をいただければと思っております。

私からは以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは、北電さんかのお考え、と言っても、まだ値上げも認めてもらっていないのに値下げはどうするんだと聞くのも酷ですけれども、お考えがあればちょっと伺いたいと存じます。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

それでは、資料6に基づきまして、ご説明をさせていただきます。委員長ご指摘のとおり、値上げ申請をした段階でございますので、ちょっと僭越な資料かなとは思いますが、ご説明をさせていただきます。

まず、再稼働後の値下げにつきましては、今、エネ庁さんのほうからご説明あったとおり、認可時にどういった条件が付されるかということにもよってまいるというふうに考えてございます。現時点での当社の考えということでお聞きいただければと思います。

まず、ケースを3つ書いてございますけれども、今回の料金の前提計画より早く再稼働した場

合、こちらにつきましては、収入のほうが費用を上回る収入超過になりますので、営業運転復帰後に原価算定期間内において速やかに値下げをしたいと考えてございます。

逆に、原価算定期間内に料金の前提よりも遅く再稼働した場合、こちらについては収入よりも費用が多いということで、逆に収入不足になりますけれども、こちらについては再々値上げはせずに、今回、申請した料金を継続させていただき、原価算定期間終了後、速やかに値下げをしたいというふうに考えてございます。

また、3番目の再稼働時期が原価算定期間終了後になる場合、こちらにつきましても、営業運転復帰後には速やかに値下げできればというふうに考えているところでございます。

なお、原価算定等の諸準備の期間、あるいは周知の期間、こういったものも考慮いたしまして、「速やかに」の目安としては営業運転復帰後、2カ月程度以内、こちらを目指していきたいと考えてございます。

また、値下げの具体的な方法につきましては、再稼働のいろいろなバリエーションもあるかというふうに思っておりますけれども、再稼働後に原価の見直しを行い、原価低減分を値下げすることが基本ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

3. 自由討議

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ここからはディスカッションをいたしましょう。今、ご説明いただいたこと全てについて、どんな点からでも結構でございます。どなたからでもどうぞ。

松村先生からどうぞ。

○松村委員

資料4についてもあるのですが、先に関心が高いであろう資料6に関して言わせていただきます。まず、確認したいのですが、遅くとも2カ月以内というのが「速やかに」の定義で、速やかに値下げとあるのですが、この遅くとも2カ月以内に該当するのが例えば6月1日だったとすると、これは6月1日に値下げすると言っているのか、6月1日に値下げの届出をするけれども、適用するのが何カ月後になるのかは北電の裁量だと言っているのか、6月1日から値下げを検討するけれど、結論が出るのはいつになるかわからないと言っているのか。1番だと思うのですが。2カ月以内というのは、その2カ月以内に当たるのが6月1日だったら、6月1日から値下げしますと言っているのだとは思いますが、念のために確認させてください。そうでないと、その

後の質問の内容が変わるので。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

実施を考えております。

○松村委員

ありがとうございます。安心しました。

「速やかに」と抽象的に言うだけで、具体的な数字を言わないことを恐れていたのですが、今回のようにはっきりと数字を、しかも2か月という比較的早い期間を言っていただいたのは、非常に誠実な回答だったと思います。それから資料5に出てきた問いかけに関して、全て北電なりの考えが出されたと思います。値下げ幅はともかく、少なくとも時期に関してはかなりはっきりしたと思います。

これに関して、1点を除いてそれなりに合理的かと思うのですが、私が少し納得いかないのは、2番です。仮に予定より再稼働が若干遅れたのだけれども、3号機が再稼働したとしても、遅れたのだからこの原価算定期間内は値下げしないというのは、ここに書かれている通りで合理的だと思います。その後、原価算定期間終了後、2カ月以内というのは、ちょっと変ではないか。つまり、元々北電に限らず、本来なら原価算定期間が終われば、料金を改定するのが原則のはずです。今までは確かに原価算定期間が1年で、1年間の料金を届け出たけれども、どういうわけかその後1年、あるいはひどい場合にはさらにもう1年同じ料金にして、2年後、あるいは3年後ぐらいにゆるゆると改定することを平気でやっていたわけです。しかし本来それはおかしい。原価算定期間が1年だったとすれば、その1年を想定してつくった料金を、その想定のと及ばない次の1年間に平気で使うというのは、そもそもおかしいのではないかという議論が、この料金審査に先立つ有識者会議であったはずで、ただ、1年の原価算定期間だと、それを厳格に要求すると、毎年料金を変えなければならないことになり、電気事業者が事後チェックをする時間もないではないかという反論に対して、だったら原価算定期間を3年にして、3年間、次の改定を準備できて、3年後に料金改定できる。現在はそういう状況になっているはずですが。したがって、本来原則は、この3年原価が終われば、次の4月1日から料金を改定するはず。もしそれができないとすれば、できない理由を十分説明せよということになっていたと思います。

例えば、3に当たるような場合には、まだ再稼働していなくて、全然将来が見通せないのに、改定が難しいという説明になるのだらうとは思いますが、2の場合であれば、本来原則は4月1日に料金を改定するはず。原価算定期間が終了してから2カ月後にやるというのは、今まで1年平気で延ばしていたというのに比べれば、はるかに誠実な対応であるのは間違いないけれども、本来の原則は4月1日なのではないか。だから、2番に当たるようなときには、少し考えていた

だきたい。そうは言っても、例えば再稼働が3月31日だったとして、再稼働を見極めてからでないと準備ができなくて、4月1日には間に合わないというようなことならあり得るかもしれない。私は、実際に動き出した日プラス2カ月か、原価算定期間終了時の遅いほうまでには値下げするのが本来の姿だと思います。北電の提案だと、原価算定期間が終わってから2カ月後に改定ということになってしまいますが、北電に限らず、他の値上げた電力事業者に関しても、私は本来は原価算定期間が終わった4月1日には、原発が動き出しているということがあったら、本来はそこで下げるべきだと私たちは言うべきだと思っています。したがって北電についてもそういうことを言うべきだと思います。

今の点、いきなり言われても回答できないと思いますので、少し検討していただきたい。しつこいようですが、私が気にしているのは2の場合のみです。今回の提案でも遅過ぎるという可能性がないか。最初のものが1月に再稼働したというようなときには、十分な時間をとっても4月1日の改定は可能なのではないかという意見に対して、今すぐ答えられないとしても検討をお願いします。

以上です。

○安念委員長

ちょっといいですか。これは重要な論点なので、僕自身の納得のために、伺いたいというか発言させていただきたいんです。今回の申請については、泊の3号は、2015年の11月に動くことになっていますよね。それで、1、2号のことは話を複雑にしないためにちょっと度外視するとして、3号のことだけ考えるとして、目論見は15年の11月である。②の場合は、それが11月ではなくて、例えば2016年の2月1日になったと仮定しようという話ですね。そうすると、今、先生がご指摘になったのは、16年の2月1日に泊3号が動き出したとしましょう。3月31日で原価算定期間が終わる。4月1日で今度は原価算定期間の3年はもう明けてしまうんだが、しかし認可処分の効力は原価算定期間が切れたからといって、そこでちょん切れるわけではなくて、ずっと続くわけなんだけれども、それで北電さんの今回のこの紙だと、それが4月1日から2カ月の6月1日付けで値下げになるという、そういうスキームになっているんだが、本来なら4月1日で値下げをすべきなのではないか。そういうご発言というふうに理解すればいいですか。

○松村委員

はい。

○安念委員長

わかりました。なるほどね。それはそうだな。ちょっとこの点は、今、結論を出す必要ないんだけど、法律上、電事法100条1項で許可または認可には条件を付すことができると書いて

てあって、しかし2項で、その条件はこうこうでなければならないという、当たり前と言えは当たり前なんだけれども、厳格な制限があるので、今回値下げについての条件を認可に付するとした場合には、勝手なことは書けない。法律に違反するようなことは書けませんので、十分適法性が担保できるような条件の書き方にしなければならないので、ここはじっくり議論をする必要があらうと思います。今の松村先生の点も非常に重要なことなんですけれども、ほかの点についてももし何かご見解があれば、今でもいいし、今日のどこかのセッションでもいいし、また次回以降でもいいし、どうぞ大いに議論をしていただきたいと存じます。

何か北電さんのほうからコメントございますか。仮定の仮定の、そのまた仮定みたいな話で申しわけないんですけども。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

②のケースのとき、例えば原価算定期間内、予定よりも遅れて再稼働したと。基本的には4月1日以降の新たな原価期間に直すんだろと思っておりますけれども、ただ、おっしゃられたとおり、再稼働がかなり4月に近づきますと、そこからまた時間がかかりますので、そういった特別な理由がない限り、きちっと計算できるのであれば、4月1日実施を目指していくのが考え方のかなとは思っています。こちらはご議論いただければと思っていますけれども。

○安念委員長

わかりました。どうもありがとうございます。

松村先生、とりあえずよろしいですか。

ほかにかがででしょうか。ちょっとやや技術的なことですが、今のまた値下げの話なんですが、北電さんの資料6の紙の一番下のところにある箱の中に、「速やかに」の目安として、営業運転復帰後というふうになっていますよね。私、これはいいとか悪いとかいうことではなくて、ちょっと頭の整理をしたくて申し上げているだけなんですけれども、今、泊だけではなくて、ほかの原発もみんなそうなんだけれども、建前上は定検中だということになっているわけですよね。しかし、定検に必要な作業はもう終わっているわけでしょう、当然ながら。これから普通のボイラーで言えば、火入れみたいなものを始めるけれども、ずっと寝ているから、いろいろ点検も手間取るようなことがあるかもしれない。そうすると、調整運転がいつもよりは長目に続いて、だんだん出力を上げながら、そこで検査終了証というのをもらうという手続が途中で挟まるわけですね。その上で営業運転になった、その営業運転からこの2カ月なら2カ月という、遅くとも2カ月というのを考えるということですか。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

発電所の場合、立ち上げるときにまず原子炉を臨界にして、それからタービンを回して発電を

開始する。再稼働していくということになるわけですが、発電を再開したしばらくの間は、試運転という扱いでございまして、この期間いろいろな機能の確認、こういったものをいたしまして、最終的に定期検査の終了といいますか、総合負荷性能検査と言っておりますけれども、最終的な国の検査を受けて、合格証をいただいて、営業運転に戻ると。こういうステップを踏むこととなります。ある意味、これから長期間運転しても大丈夫よということを確認いただくというステップになりますけれども、そこから考えたいということでございます。

○安念委員長

わかりました。ありがとうございました。

では辰巳委員、その次、秋池委員と行きましょう。

○辰巳委員

今の続きですけれども、値下げの時期というのは、何となく把握できたんですけれども、料金の中身、幾ら下げるかというその金額はどういうふうに検討されるんですか。というのは、ちょっとわからないけれども、どういうふうに検討されるのかなというのが、ちょっとよくわからなかったのです。今までは値下げに関しては、ご自由に検討されて申請というか、チェック受けるような形。

○安念委員長

届出。

○辰巳委員

届けをなさるという前提なんですけれども、これもそういうものになるんですかということを伺いたかったんです。

○安念委員長

法律上はそうです。届出ですよ。だけれども、どうやって計算するんですかというそういう話。

○辰巳委員

そういう形で、これはもう認められるということですね。

○安念委員長

私はそう理解しています。そうですよね。電事法上の届出でしょう。

○伊藤電力市場整備課長

それも含めて、ご審議いただければと思いますけれども、基本的には届出ですので、そこはある種事業者の裁量はあるということだと思います。ただ、他方で、まさにきょうご議論いただいているように、先ほどのトリガーとも恐らく関係するところではございまして、その3基全体で再稼働してからなのか、それとも1基ずつかということでございますけれども、仮に例えば1基ず

つということであれば、ある種バーチャルではございますけれども、今回のもともとその電源構成変分認可制度で、燃料費の増分というものは今回の査定を通じて明らかにして、その分の転嫁を認めるということになりますので、言ってみれば1基再稼働して、結果としてその分の燃料、それに相当する燃料費の増分が、ある種、キャンセルアウトされるということになりますので、概念的にはその分についてのその値下げをしていただくというのが、基本的な考え方になるのではないかと思います。

○辰巳委員

わかりました。これ以上はまた別のところで。

○安念委員長

北電さん、ガスはお持ちではないけれども、もしガス焚きで焚き増ししているんなら、ガス代が減った部分と、それから原子力で若干のコストがのりますから、それを引いてまさにおっしゃるように、キャンセルアウトしたその残額については、値下げしてほしいなという、そういうことでしょうね。直接、コントロールする手段が認可申請の場合と違って、ないから、そうでなければならんというふうに言えるかどうかはまた別問題なんだけれども、しかし、まあそうですね。

秋池先生、どうぞ。

○秋池委員

この値下げの話は、北海道電力さんのことだけではなくて、あらゆる値下げに適用される事項ですので、丁寧に議論すべきと考えます。先ほど委員長が事例でお出しになりましたことを言えば、28年の2月1日に再稼働して、4月1日に値下げというのは、原価算定期間の比較的最後のほうの話でございますので、まだ何となく吸収の余地もあるのかと思うのですけれども、例えば別のケースもあるのではないのでしょうか。3年間のかかなり早い段階で再稼働を見込み、算定期間ではあるものの、遅れて再稼働したというような場合に、差分を吸収できるのかどうか。松村先生がおっしゃったのは1つのロジックだと思うんですけども、もう一方で北電さんがおっしゃっている収入よりも費用のほうが3年にならすと大きくなってしまいうというときに、速やかに、例えば2カ月後に値下げということで、差分を吸収し切らないような計画だったときに、会社の経営の安定性が失われることが起こるというようなことも考え得るわけなので、これはいろいろなケースを委員の中でも念頭に置いて、議論をしてみるべきだと考えます。

○安念委員長

今、おっしゃったこととの関連で、例えば僕が言った例で2月としましょうか。そうすると、12月1日に動くはずだったのが、2月1日にずれ込んでしまった。そうすると、その3カ月分に

については収入減になるから、②ですよね、費用が収入よりも大きい。先ほどの北電さんのご説明は再値上げはしない。ということは、その3カ月分の減収についてはのみますということですね。だから、それを吸収し切れるのかどうかわからないけれども、無理やりでも吸収しますという、少なくとも建前にはなっているんだけれども。

○秋池委員

そうですね。もっと長い期間の場合ですね。

○安念委員長

そうそう。それ本当にできるのという、そういうことでしょう。

○秋池委員

そういうことです。

○安念委員長

わかりました。北電さんのほうから、できるともできないとも、言えと言ったって無理な話ですが、とにかく考えなければいけないことなんでしょうな。

わかりました。ほかにかがですか。河野さん、どうぞ。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

今の値下げに関しての今議論をしているというふうに考えて、そのことについてでしょうか。

○安念委員長

何でもいいです。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

ほかのことでも大丈夫ですか。

そうしましたら、先ほどご説明いただいた資料4に関して、幾つか伺ってもよろしいでしょうか。

前回の質問に対するご回答として、幾つかいただいていて、その中で、すみません、私の理解がちょっと不足なんですけれども、スライドの15番のところで、改めて質問したいと思います。北海道は新エネの材料が非常に豊富であるということで、消費者の皆さんもできればそちらのほうの活用をしていただきたいという要望は、先ほど消費者庁さんからのご要望でもありました。どちらにしても消費者が払うということなんですけれども、ここの左側から右側で、再生可能エネルギーの導入量がふえた場合、私たちはどちらにしても上のところは負担しなければいけない。その上のほうの右側の下の枠の中でそこと、それから料金原価上は再エネ導入量増加により、他社購入電源費が増加するが、燃料費等は減少と書いてあります。再生エネルギーの、今北海道電力さんにかかるお金、購入して、ほとんどが購入だと思えますけれども、その金額と、それから

今一番高い、多分、買っていても、それから自社発電でも、一番高い燃料、石油を使っていっしょと思うんです。そのコストを比較してみたときに、もしかしたらどちらにしても私たちは負担するんだけど、電気料金に反映する分とすると、相殺すると、再生エネルギーをたくさん入れたほうが値上げ幅は安くなるのかもしれないってちょっと思ったものですから、そのあたりをどう考えればいいのか、ちょっと教えていただきたいというのが1点目です。

○安念委員長

ちょっとそこで区切りましょうか。重要な論点だと思うので。これについては、ドンピシャリの資料ってありましたっけ、今までの中で。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

ドンピシャリの資料はないかと思います。むしろこれは回避可能費用をどういうふうに設定しているかというところと密接につながってくるかと思います。制度は従前は原子力を含めた全電源平均、それを回避可能原価としておりましたけれども、それは今、火力平均の回避可能原価としているということでございます。また、供給力として見込める分については、固定費も見ましょうと。これは26年以降に投入される分ですけれども。そういった形でFITの買取価格が変わってきているかと。そして回避可能原価の考え方も変わってきているかというふうに思います。

ご承知のとおり、他社購入電源費の右側の絵づらでいきますと、右の上側の右、いわゆるサーチャージ分の下の部分、四角形でいきますと、右下の小さな四角部分、ここの部分と点線の部分、燃料費等の減分、これがイコールですかという質問になるのかなと思うのですが、これは多分、計画をした段階ではイコールになります。変な言い方ですけれども、したがって一番のポイントは今回の需給バランスで見込んでいる再生可能量の量が妥当かどうかというところになるかというふうに思います。したがって、これが妥当であればニュートラルということになる。それがもう少し多く入るのではないかと如果说、燃料費はもうちょっと安くなるのではないかと。あるいは少ないのではないかと如果说、もっと燃料費は高くなる。こういう関係にあるかと思えます。

○安念委員長

どうでしょうか。この点を何かうまく資料でビジュアル化したような資料ってつくれるものかな。計画上は何と言うか、一種の恒等式みたいになって出てくる性質のものでしょ、これって。

ちょっと事務局とも相談させてください。すみません。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

本当に申しわけありません。理解できればそれで構わないと思いますので、よろしく願いし

ます。

それからこれも、たればの話で大変申しわけないと思っています。燃料費のところだけが今回、やはり気にしなければいけないというふうに理解していますので、17番のスライドのところの隣です。燃料費の効率化について、今回、北海道電力さんは、本当にコストの低減にあらゆる取り組みを行って、最大限の努力をしていらっしゃるというふうにここに書いてあります。そのお言葉を信じてなんですけれども、これまでの査定では、LNGの価格査定ときは、基準としてトップランナー価格というのを一番安いと言いましょか、それが企業努力の結果なんですけれども、それを査定の基準としてお使いになったというふうに思っています。今回、北海道電力さんはLNGをお使いになっていらっしゃるんですが、例えば石油とか、海外石炭とかで、そういうふうな考え方を査定に取り入れることは可能なかどうか。それが社会的に考えて、それはないよとおっしゃってくだされば、それはそれで私はそうかもしれないというふうに思うんですけれども、そういう考え方はどういうふうに判断されるのかというのが2点目です。

○安念委員長

今のご質問は、どなたにしていらいっしゃいますか。ひょっとすると、私かな。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

そうです。

○安念委員長

これはこれから審議しなければいけないところです。まず第一に、そもそも燃料費の単価について、査定の対象とすることができるのかどうかは、これは法令の解釈の問題です。自明ではない。自明ではないということの意味は、電変の制度は、フルスコープの査定から、いわば横に軒先が出たような制度になっていて、どこまでが査定の対象であるのかについて、今まで一度もしたことがないから当たり前なんです、確たる慣行とか解釈がないので、単価と数量という二次元でだけ考えるとすると、その両方について査定すべきなのか、片方なのか、あるいはまた別の査定の方法があるのか、これはこの場で考えなければいけない問題だと思います。

その上での話ですが、単価についても査定の対象とすることができるという前提に立てば、トップランナーというのがLNGと同じような意味でできるかどうかは、これはマーケットの問題だから何とも言えませんが、概念的に私はあり得るのではないかと考えております。

これは、私が暫定的に個人として思っているだけの話であって、別に当局の考えとか、ここの小委員会での全体の皆さんの考えということではありません。こんなのでは頼りにならないぞというのはわかるけれども。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

いえ、そんなことはありません。私自身は、本当に私自身の理解というか、消費者としてしっかりと理解したいと思っているので、本当に可能性があるのかどうかということだけをお尋ねしました。実現するしないというのは、それこそ今後のご議論で、私とそれから消費者が理解すればいいことだというふうに思っています。

先生、もう2つ聞いてもいいですか。

先ほどのご説明で、18番のスライドと、それから20番のスライドで、話は全く違うことなんですけれども、国内炭の調達、今年度は本当に予想以上に頑張られたと。でも、次年度以降は諸事情によって少しずつ調達量が減ってしまう。このことのご説明のときに、事業者の方のヒアリングを行ったら、そんなふうな回答だったので、減ってしまうんですよというふうなご説明に聞こえました。

それから、20番のスライドでは、定期点検工期短縮として、工事会社さんから短縮提案を受けて、それを取り入れてこんなふうを考えていますと。どちらも積極的に北海道電力さんが経営効率化というか、コスト削減に対して自主的に、例えば工事会社さんに働きかけるとか、国内炭の業者さんに働きかけるとか、そういうお言葉を実はほしかったんですが、そのところがちょっと残念だったなと。すみません、これもまた定性的な話で申しわけないんですが、そういうふうに感じたということをお伝えしたいというのが3点目です。

最後は、22番のスライドです。ここは参考資料なんですけれども、必要人員のさらなる削減の内訳ということで、本当は北海道電力さんは初期の計画ですと、かなり、5,834人という本年度人員を計画していらっしゃったんですけれども、今年度はその効率化という視点で、28人の減員をされたと。ただ、今後の計画を見ていくと、減らしたんですけれども、次年度24人ふえ、27年度にはまた3人ふえ、結局、28人減らしたんですけれども、算定期間内、最終的には27人増えるという、この内容については、こういうところにこういう人が必要なんだよというのは、ご説明いただいたと思います。ただ、このタイトルなんですけれども、効率化、さらなる業務運営の効率化を踏まえた必要人員の推移ということで、効率化を踏まえると人員は増えるという、そのロジックがなかなか消費者としては理解できないんですね。増員の要因である建設工事体制の見直しなんですけれども、どうしてもご自分のところの従業員さんでなければいけないのかというふうなところを、具体的に伺えればと思います。

○安念委員長

では、最後の人員のところをもしコメントがあれば伺いましょうか。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

まず、国内炭とそれと定検工期の短縮、こちらについては当然、ちょっとご説明が悪かったか

もしませんけれども、当社側からも働きかけを行った結果でございます。

それと人員のほうでございますけれども、22ページを説明する前に、23ページをごらんいただければと思います。多分、こちら、これは前回申請時の資料でございます、24年度から25年度、26年度にかけて、人がふえていっております。これは石狩湾新港発電所の建設ですとか、北本連系設備ですとか、こういった設備工事が最盛期をだんだん迎えてくることによって、人がふえてきます。ただ、自然体でふやすのではなくて、▲の46とか、72、93とこう書いていますけれども、この分、業務をスリム化しながら対応していきますと、これが前回の結果でございます。それに対しまして22ページ目のほうでございますけれども、プラス24とか、3とかというのは、こちらの影響が残っておりますので、それでこの資料だけ見るとふえているような感じになりますけれども、前回申請時の必要人員の推移というところから見ますと、人数分、減らしていると、こういうことでございます。

○安念委員長

いかがですか。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

はい。

○安念委員長

釈然としなければまたおっしゃってください。何回でもおっしゃっていただければいいと思う。では、とりあえずいいんですか。では、南先生どうぞ。

○南委員

まず、値下げの条件のところの確認というか、頭の整理だけさせていただきたいんですけども、結局、こういうことですかね。原価算定期間内に1基でも計画より早く動けば、速やかに値下げする。原価算定期間後は、とにかく計画は関係ないので、1基でも動けば速やかに値下げする。そういう理解でよろしいですかね。

○安念委員長

今、おっしゃったのは、①のケースですよ。

○南委員

ええ。それはそうですね。

○安念委員長

原価算定期間内に速やかという……

○南委員

計画より早く1基でも動けば、その時点で、という言葉が適切かはわかりませんが、速

やかに値下げを行う。だけれども、計画よりも遅く稼働したとしても、とにかくそれは勘弁してくださいということなので、結局は期間内に計画より早く1基でも動けば値下げするということですね。

○安念委員長

ということですかね。例えば泊3号が2015年の11月ではなくて、例えば9月に動いたとしましょう。しかし、2号、3号はどうなるかはわからないわけですね。1月、3月に本当に動くかどうかわからないけれども、それでも1基でも動けば値下げしますという、そういうお考えかということではないですかね。

○南委員

ええ。下を読めばそう読めるんだけどね。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

基本的に原価期間における収入費用、こちらの関係で、収入が多ければ値下げしますということになります。したがって、1基が動いたタイミングがどこになるのか。これが例えば12月と言っていたけれども、11月のおしりぎりぎりになったらどうするんだと。いろいろなケースは出てくるかと思いますが、失礼しました。11月で織り込んでいますので、ちょっとぎりぎりになったらどうするのとか、いろいろなケースは出てくるかと思いますが、それで1基だけだとどうするんだというのは、これはちょっと下に例として書かせていただきましたけれども、基本的には動けば収入が費用を上回るのであれば下げたいと思っております。ただ、下げ方とすれば、1基だけぽんと動いたときにどうするんだと。これはちょっとまとめて下げるのがいいのか、あるいはどんどんと下げていくのがいいのか。ちょっと細切れに下げるというのは難しいものですから。ちょっとその辺は状況を見させていただきたいというのが、下側の記載です。

○南委員

そうすると、難しくなるんだよね。

○安念委員長

どうぞ。

○伊藤電力市場整備課長

非常に難しい論点なんですけれども、北電さんの資料であえて沿って申し上げると、一番下の例のところの見方だと思います。これ自体、あくまでも例として出しているだけなんですけれども、ある種、そのどちらをより基本原則とするかということでもあると思っていて、もちろん実際に原子力規制委員会の審査の状況、あと地元のご理解のプロセス等を経て、試運転、営業運転ということになるわけでありまして、どういう状況でその再稼働が、特に北電さ

んの場合には3基どうということになっているかというのは、実際になってみないとわからないわけでございますけれども、恐らく1基まず再稼働するということが明らかになった時点では、残りの2つについては、まだその時点でどうなるかというのは、必ずしも確実にはなっていない可能性が非常に高いと考えております。

したがって、あくまでも基本原則としては、やはり3基連続再稼働ということを原則とするのではなく、恐らく1基ずつ動く、あるいは1基動いて残余の2つについては未確定のままということの中で多分判断していく必要が、これは経営の判断としてもそうでしょうし、あらかじめそのガイダンスとして示す、そのルールとしてもあくまでも1基動いた場合のアクションを記すということだと思っております。今、南先生からお話のあったことについて言えば、そういう意味では非常に難しいのは、したがって1基動けば値下げをするという、トリガーという意味ではそこはもう明確にしておくということだと思わなければならないところについては、恐らく多分、その後は場合分けというんでしょうか、実際にどうなっていくのかということになる可能性がございます。そういう意味では、ちょっと事務局のほうでもさらに場合分けを、メッシュを細かくし、そしてちょっといろいろと整理をさせていただこうと思っておりますけれども、場合によっては現実問題として行政の行為として、電気事業法第100条で条件を付すということになった場合に、およそ全ての場合分けは法令上のその条件、あるいはその前提としての査定方針に記載をし切るということも、現実には難しい可能性もございますので、そういう意味ではある程度抽象度の高い書き方になる可能性がございます。特に値下げ幅について、何%といったことで具体的にそれに対応するようなことを条件づけをするというのは難しい可能性がございます。そういう意味では恐らくそれとセットで、事務局論点の3番目にございますように、フォローアップをしていくということが、恐らく必須のプロセスとなると思っております。

繰り返しになりますけれども、通常であれば届出値下げということについては、料金小委員会、あるいは行政として最低限の関与ということしかないわけですが、恐らく通常、想定される届出値下げに比べると、今回の電変再値上げに伴う値下げについては、相当高い説明責任と、より透明性が求められるということだと思っております。そういった形で担保していくというのが基本になろうかというふうに思っております。

○南委員

わかりましたというか、極めて条件を本当に書き下ろすとなったら非常に難しいなと思って質問をしていて、そういう意味では1基だけすごく想定より、あるのかわかりませんが、物すごく早く再稼働して、それで2基、3基は見えないと。全く見えませんということは十分に想定して

おかなければいけないことで、1基動けば、では値下げしますと。総合的に判断してと先ほどおっしゃいましたけれども、その総合的判断ができないような状況で多分値下げを敢行しましたというときに、先ほど再値上げは期間内は行いませんというふうにおっしゃっていましたけれども、動かないことがほぼ確定したというときでも、先ほどの副社長のお言葉を借りれば、収入小なり費用がほぼ確定しても、再値上げをしないという趣旨で受け取っていいのかどうかというところも、これは条件の話とちょっと異なるんですけれども、検討というか、確認しなければいけないのかなというふうに思いました。これは別に回答はいらないです。これがちょっと値下げ系の話なので、ちょっとまた議論をさせてください。

あとちょっと細かいというか、数字の確認、表の読み方の話なんですけれども、お出しいただいた25ページの経営効率化の実施状況についてという紙、資料4、25ページのスライド。繰り延べを除いた枠での比較というのをやっていただいて、実は前回の事務局から出していただいた資料と北海道電力さんから出していただいた資料を委員会中、足し算引き算しながら、細かく繰り延べなかったらどうなるんだろうとやっていた自分の計算と、この表が合わなかったのも、質問したいなと思っているんですが、平成25年度は。

○安念委員長

これはいつも梶川さんがやる仕事だから。

○南委員

きょういらっしやらないので、かわりにやろうかなと思ひまして。実績が515。

○安念委員長

どこの。

○南委員

平成25年度は査定の合計が、一番下の合計欄です。451となっています。実績が449でマイナス2ですと。大体達成していますねという表になっていますが、前回資料の修繕費と諸経費の繰り延べを足し算すると66になるので、その66を足し込むと515になって、ちょうど計算が合うということになるので、平成25年度は合っているんですが、それと同じ計算を26年度にやりにいくと、計画が571となっていて、そもそもエネ庁さんの資料の619というのとずれているところ……

○安念委員長

エネ庁さんの資料っていつの資料。

○南委員

前回の第2スライドです。ごめんなさい。489は合っているんですね。489は合っていて……訂正します。489は合っているんですが、繰り延べを足し算すると120になるんですね。それを引く

と、618から引くと、498になって、プラス9で、まあ26年もトントンだなと思っていたんですが、きょうの資料だと、82億円もより効率化していますというような資料になって見えるんですが、実際はトントンぐらいなのではないかというふうに、トントンの悪いと言っているのではなくて、数字上トントンなのではないかなと思っていたのですが、私の計算が間違っているのか、どこかの数字が間違えているのか、そのあたりがわからない。ご説明いただければと思います。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

括弧書きに書いてある部分が、ちょっと前回の資料と違っている部分ですので、こちらをご説明させていただきますと、人件費（10）と書いていますけれども、前回はゼロとしかカウントしておりませんでした。人件費の追加分について、10億はめどがついていますよというご説明をさせていただきましたので、その分を今回ここに足し込んでおります。それと、需給関係費、こちら効率化した部分は、今回電気料金側、今回の申請側に織り込んで下げていますので、その外出しをして実はおりましたので、この10と64、ここの部分の数字だけずれているかと思います。

○南委員

そうすると、74を引くと、497……489、そうですね、8とか9とかですね。

○安念委員長

ちょっとそれとの関連で。言ってもいいですか。

その25スライドの26年度の計画④というところの括弧が人件費10、それから需給関係費が括弧の64、これを足して合計のところの73になるのは、これは。

○南委員

四捨五入。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

ちょっと丸めの関係で。

○安念委員長

四捨五入の関係でそうなっているということですか。わかりました。すみません。

○南委員

数字の意味はわかりました。ただ、鬼のように効率化しているように見えるようにつくっているように見えたので、大して変わらないのではないかとって質問しただけです。

それと加えて、やはり繰り延べ額というのが、それなりに計画値よりもかなり多い。25年度は諸経費を入ると66億、26年度に至っては120億の繰り延べを行って、効率化をしています。これはある意味、立派なことなんですけれども、他方において、例の問題になっています水力発電の修繕というか、作業停止のところとの関係でいうと、やりますと言ってまた繰り延べるのでは

ないかという、何というか、抽象的な疑惑というか、生じさせる一つのファクターにもなっているのかなというふうにも思っています。率直に言うと。

本日の資料で、資料4、第2、3スライドでいろいろお示しいただいているんですが、あと必要性については、4スライド以降、いろいろご説明資料をいただいています。正直言って本当に必要なのか、壊れそうだから必要だと言われればそうですかという話になってくるんですが、それは結局、必要だと言っていて繰り延べできたという実績もあり、これまでやってこなかったのではないかということ、ここの原価算定期間内にやってしまえという計画を出しているようにも読め、したがってそれなりの極めて高い合理性をお示しいただかないと、なかなかこの作業停止計画に基づいて、水力は動かないんですという前提で料金査定を行うというのが厳しいかなというふうに思います。率直な意見として。

これは意見ですので、まあそんなことです。

○安念委員長

わかりました。

これからの議論だけれども、作業停止量についてはもう少しクロノジカルに長目にとった資料とか、あるいはもう少し分解した資料とか、あるいは議論の進行に応じてお出しいただいたほうがいいことになるかもしれませんね。わかりました。

辰巳委員、松村先生の順で行きましょう。お願いします。

○辰巳委員

先ほどの値下げの話なんですけれども、南先生とのやりとりを聞いておまして、北電さんの説明の中で、収入が費用を上回ったときという、だからもとの話だと、再稼働をしたら2カ月以内にというお話だったんですけれども、そこの整合というか、やっぱり値下げの金額との関係なのかもしれないんですけれども、その収入が費用を上回ったならばという、それを誰がどこで判断するのかという、稼働というのは実際問題、目で見るというか、実際ちゃんとしたあれがありますけれども、そこがちょっとよくわからないまま、私はお話を聞いていた。最初聞いたときは、はいとわかったんですけれども、再度、ご説明があった折に、何かすごく収入が費用を上回ったならばというふうなことを念を押されたもので。

○安念委員長

それは計算上の観念の問題だから、1日でも見込みよりも再稼働が早まれば、収入が費用を上回ることになるはず。それは実収入、実支出のことではなくて、想定の数値上は上回るという、そういうことだよ。それでいいですよ。だからこれは極めて観念的な議論です。本当にそうなるかどうかの問題ではなくて。

○辰巳委員

そういう意味でも含めて、やっぱり今回に関してのそのフォローアップとおっしゃった、そのあたりの判断というのは、やっぱり結構重要なというふうに私はちょっと思ったんです。以上、すみません。まずはその値下げの話において。

○安念委員長

いや、そのとおりだと思います。それはそうでしょうね。仕事の増える話って、余りうれしい話ではないですから。

○辰巳委員

そうですか。ほかもついでによろしいですか。その話はそれなんですけれども、それ以外で、いろいろあるんですけども、まず供給予備率のお話で、ちょっと自分で最初に申し上げたので、8%で十分ではないかというお話をしたら、いやそうはいかないんだということで、状況によっては。それは了解したんですけれども、もしもそうはいかなかったときに、余った電気はどうするのかというのをちゃんとやっぱり説明していただければ。場合によっては売れるかもしれないとか、そんなあたりの話というのは、ここではちょっと見えなかったので、予備率にとった部分が無駄にならないというか、そういうふうなことをちゃんと説明していただきたいなというふうに思ったんですけれども、1つ。

それから、あと工期短縮の19のスライドなんですけれども、何かちょっと見落としそうなんですけれども、経営効率化でいろいろな方法がありますということを左に書いてあって、その事例としてといって、右のほうに書いてくださっているんですけれども、これ見ると、みんなとっても古いんですね。スタートが、というかやり出したというのが。前回の値上げよりも、例えば平成17年とかというのが、もっと古いのが平成9年からというのもある、そういうふうなものが過去よりずっとやってこられていて、今回の値上げと何か余り関係ないような気がしてしまっただけなんですけれども、そこら辺は、今回の値上げに当たって、さらにこういうふうな効率化を図りますよというご説明の、これは資料にはならないのではないかなというふうにちょっと思ったんですけれども。そのあたりのご説明をもうちょっとちゃんと伺いたいなというふうに思ったということが1つです。

あとは、もう一つ同じく経営の効率化のお話の中で、26とか28、これはこの前、私ではなくてほかの委員の先生から、27年度の査定方針への対応というものも出してください、26までだからということで、お出しくくださったと思うんですけれども、何か見てみると、ちょっと26からさらにというイメージは全然なくて、ほとんど26年と同じ状況ですね。スライド28とスライド26を横に並べてみたときに、例えば全く同じデータが、26年の数値と、だから未達のところなん

かを見てみると、未達だからさらに翌年度はもっと頑張りますというのが何か効率化かなと私は思っていたんですけども、未達は未達のままで、そのまま26年も27年も同じ数値ですねというのが、これで効率化を図るというお話なのかなというのは、もうちょっとちゃんと説明していただきたいという、そういう意味です。わかってくださいましたか。

○安念委員長

わかりました。それでは何かコメントをいただくことがありましたら、お願いします。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

まず、10ページ、供給予備力で余ったものはどうするんだという。それは基本的に供給余力がある分については、取引所に玉出しをするということになります。それと、19ページ目で、新たな検短縮策はないのかということに尽きるかと思えますけれども、過去から延々と定期検査の短縮については取り組んできておりまして、ここに来て、急に新たな目新しいものがあるかという、なかなか正直申しまして、ないのが状況でございます。

引き続き、そういったものがあれば頑張ってまいりたいと思います。

26、28で、26年度と27年度で、ほとんど変わっていないではないのかということで、27年度につきましては、今後も精査を進めてまいります。現時点で考え得るものということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

○安念委員長

そういうことでございました。

では、松村先生。

○松村委員

いつも同じことを言って申し訳ないのですが、秋池委員が先ほど値下げのところについて言われた一つの点について、私は全く許容できません。許容できないというのは、回収漏れがあった場合に関してです。料金はあくまでもフォワードルッキングなので、この原価算定期間内に取り漏れがあったから、次の原価算定期間でその分を回収させるという発想は一切入らないはず。次の原価算定期間なら、当然そこで収支が均等するように料金を設定するはずなので、そこを考慮して次の原価算定期間のところ云々と議論するのは、そもそも根本的におかしい。ただ、もしそれを言われたのが、1について言ったのならまだ理解できます。料金の前提より早く稼働したケースで、実際に営業運転するよりも前に試運転しているのだから、2カ月待たなくてももっと早くできるじゃないかと仮に私が言ったとして、そうは言っても2になるような状況も事前にはあり得て、リスクがあるのに、2カ月分の超過回収を認めないというのは、現に存在するリスクに対

して余りにもアンバランスだから、2カ月というのは非常に誠実な値で認めるべき、とかというようなことを言われて、その文脈でああ言われたならば、納得するかもしれない。しかし私が問題にしたのは2のみで、原価算定期間後の改定の話しかしていないので、先の議論が論理的な議論だったとすれば、1のケースのはず。原価算定期間後のことに関しては、その前のところで取り漏れがあったからとかというようなことは、原則としては考えてはならないことだと思います。その原則を変えるなどということなら、よほどちゃんと議論する必要がある。

次、2点目です。秋池委員も他の電力会社にも関係するので、と言われて、この点については賛成いたします。確かに関連することです。原価算定期間が終了したら、本来は速やかに料金を改定し、そうしないのだったら、その理由はちゃんと説明すべきだというのは、北海道電力に限ったことではない。もし、他の電力会社も実際に2のような状況になった、再稼働している状況なのにもかかわらず、したがってはたから見ると、大きく上げた料金を基準にすれば下げるのが自然に見える状況でも、いつまでたっても値下げしないということになったら、最終的には変更命令もあり得るわけですから、そのようなことについて不自然な価格の動きがあれば、この委員会でも重点的に見て、変更命令の必要がないかどうかは検討すべき。それは北電に限らないことだと思います。

北電に関してはさらに追加で、この認可をするに当たって、条件をつける話をしているわけですから、重点的に審査するという以上のことを何らかの形で書き込む必要はあると思います。値下げ届出制という建前からすると、例えば10%上げていて、再稼働の状況から見れば自然体で見て5%確実に下がるだろうというときも、この審査委員会で値上げのときには切られた役員報酬だとか、営業経費だとか、電中研のコストだとかというのを全部元に戻して、コストを大きく上乗せして、それでも10%も上げたのだから、1%分下げると、形式的には値下げになり、届出でいいはずなのだけれども、そんないい加減な値下げに対して、本当にそれが適正なのかということをやはり考える必要があり、場合によっては余りにもそれがひどい場合には、変更命令も念頭に置いて考えるべきだと思います。そのようなことがないように、書き込める範囲において、今回の北電の場合には何らかの形で書き込むということは不可欠だと思います。先ほど伊藤課長がご指摘のとおり、多くの可能性があり、それを全部尽くした形で正確に何%と書くことは不可能だと思います。ある程度定性的な形で書かざるを得ないと思います。しかし0.1%でも下げたらOKとすることには決してしないように、きちんと歯止めはかけるべきだと思います。

次、資料4について挙げます。水力発電所の状況については、この説明を一応承りました。実体のないことを無体で要求しているのではないということ、これで一応わかりました。もしこれが変分改定ではなく、本格改定だったとすれば、さらに繰り延べできるのではないかという観

点もそうですが、本来ならもっと前にやるべき修繕を、この算定期間に先延ばししたのではないかということも含めて詳細にチェックすることになると思います。ただ、今回は、変分改定なので、本格改定の際の想定から大きくずれた部分を、今回、そういう形で厳格に査定した上で認めるのか、あるいはここは本格改定ではないので前回の査定を変えないで、前回査定を踏襲する形にするのかを、まずこの委員会で決める必要があると思います。ここは踏襲すると決めたとなれば、それは本来ならばもっと前にやるべきだったじゃないかとかという議論は、もうする必要がない。そういう議論を始める前に、その基本方針を決めるべきだろうと思います。

次に、先ほど辰巳委員からも出てきた予備力に関してです。資料の10ページです。これについて一応確認させていただきたい。これは抽象的に8%から10%必要だということを言ったのではなく、これは北電の例に沿って、したがって需要も実際の数字540万と、出てきているわけです。北電の具体的な例に沿って、8%ぐらいは必要だと思っているということを言っていたのだと理解しています。この予備力の発想は、ある意味で長期の予備力のことを言っているのですね。長期というのはすごく先という意味ではなくて、例えばこの冬、次の冬に540万ぐらい必要になるということは十分想定されると。それに対して8%ぐらいの予備力は設備として持っておかないと不安だということで、8%確保するというのは当然のことだと。そうすると、予備力の確保として、火力発電所のユニットを考えると、8%ぎりぎりに抑えるというのは極めて難しく、実際には13%になる。過大に見えるかもしれないけれども、これは8%以上確保することを考えれば、自然なことだと、こう言っていたわけですね。

しつこいようですが、この冬とかというのを見た長期の話をしているのですよねという点は、まず確認させてください。これは、スポットを考えた翌日断面とかの予備力の話をしているのではないですよね。まず確認です。

そうすると次の点は、翌日の断面はこの長期の断面よりも予備力がもっと必要だということはないですよね。不確実性は減っているのだから。ということで、最大長期と同じぐらい必要だと主張する人が仮にいたとしても——僕は必要ないと思っているんですが、いたとしてもこれを超える量が必要ということはないですよね。そうすると、スポットとかの利用の仕方というのをこれから見て、取引所取引をしたとしたら、これぐらいということを使うときには、ここに出てきたものを超えて予備力が必要だという形で推計する必要はないですよね。したがって、8%を超える予備力が必要だなどという形で推計する必要はないですよね。それより低いということならまだあり得ると思いますが。つまり直近で不確実性が減っているからということはあると思いますが、これよりも高い予備力を確保して、取引所取引は想定しませんよね。例えば単機最大容量とかという制約を加えていないですよね。むしろ事務局に聞くことだと思いますが、取引所

取引の査定をするときに、確保している予備力が8%を超えた想定になっていないかどうかは、ちゃんと確認してください。これで辰巳委員が言ったことに答えることになるのだと思います。

実際に活用できないのかというのに対して、13%持っていてもいいけれども、8%必要だとすれば、残りの5は出そうと思えば市場に出せますね。ただ、これかなり限界的な電源だと思いますから、取引所価格が低いときには当然結果的に約定しないということになると思いますが、価格が高いときには出せますね。今、言った私の説明が明らかに間違っていたら、ご指摘お願いします。

○安念委員長

どなたにお答えいただきますか。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

まず一つ、この8%から10%は長期的な話ですよと、これはおっしゃるとおりで長期的な、むしろ日々の供給力をどうするかというよりは、電源導入時期をどう見るかといったような判断基準だとむしろ考えていただいたほうがよろしいかと思います。それと、卸取引にはこれを下回って当然出すんですよというご質問かと思いましたが、運用制約を含め、単機最大、こういったものもございます。こういった制約を含めた中で出せるものを出すということで、当社は行っているということでございます。実際の当日の運用になったときに、運転予備を含めてどれぐらいの予備力が必要かということですが、これは3%ということで、需給検証小委等で行っているわけです。ただ、これは北海道で言いますと、連系制約がある中で最大機が落ちたとき、あるいはそういったときには停電になってしまいますので、そういったリスクも加味した形で運用させていただいていると、こういうことでございます。

○松村委員

需給検証委員会が3%でやっているというのは、もちろんわかっていますが、その場合には厳冬とかということを相当厳格に考えるということなので、3が正しいかどうかというのは、議論の余地があるというのは、よくわかります。ただ、いずれにしても私が言ったのは、長期で確保しておく必要がある予備力よりも、1日前に確保しておく予備力が大きいということはないですよということで、それは当然のこととして賛同をいただいたものと思っています。

以上です。

○安念委員長

そう私も思います。

○永田委員

すみません、今朝海外から戻ってきたものですから、ちょっと頭がぼおつとして、私の質問が

もしかしたらとんちんかんではないかなと思っていますが、資料6の料金値下げの議論で、私自身が混乱しているポイントは、この1の表の中に収入と費用を比較して収入超過、収入不足となっています。これは概念上の話だということは理解したものの、その下に破線で、囲っているところで、2つめの○の再稼働による原価低減分を値下げするが、というコメント、要は電変制度を適用して、今回その部分を価格に転嫁して、利用者からいただけたけれども、想定より稼働が早くなって、その分は取り過ぎてしまった場合は、その部分をお返ししますという考え方だと思うんですね。私がシンプルに理解すると、要は収入費用とか、そういう概念ではなくて、取り過ぎた分をキャッシュでお返しします。稼働再開によって原価を削減できる部分、つまりコスト削減部分、これを戻しますという概念だと考えています。収入と費用で整理すると、結構混乱するのではないかなと思ったんですね。

ちょっと細かい話で恐縮なんですけど、費用と収入というのは、P L、損益の概念で、それと収入というキャッシュの概念もあり、両方が混在しているんです。つまり、費用というのは、P L、損益計算書の概念で、収入というのは、キャッシュフローに近い概念なものですから、その両方の概念がこういう文言の中に入っていたので、若干混乱したんですけども、シンプルに見ると、コストを削減した部分について戻しますということでもいいのかなと思います。その計算ロジック、つまり幾らにするとか、そのあたりは別途相談ということかなと思っています。

○安念委員長

いいですね、今の。つまり、多分に表現の問題のような気もするけれども、要するに想定よりも取り過ぎた分はお返ししますということですね。私もそう認識していますが。

○永田委員

なので、収入超過とか収入不足とか、そういう文言が若干混乱を与えるのかなと思いました。

○安念委員長

わかりました。

では、秋池委員、どうぞ。

○秋池委員

この値下げの話なんですけれども、私、先ほどの発言で、次の原価算定期間について触れたつもりは全くありませんでしたので、そのようなご指摘を受けるのは実に残念です。ただ、ここで余り議論をしても、非常にいろいろな場合分けがありますので、一度、事務局のほうでまことにお手数ですが、それを整理していただいて、目に見える形で議論したほうがよろしいかと思っておりますので、この点は私は今日はこれ以上は発言いたしません。

それから、別の点ですけれども、燃料費ですが、つらつらと過去を思い出しておったのですけ

れども、この委員会が始まったころに、外部の専門家をお招きしてお話を伺ったことがございまして、シェールガスは米国がしばらくは輸出をしないのではないかなというふうな見方もあるというふうなお話をお伺いしました。あのころに比べますと、もう少し柔軟になってきているのではないかなというふうに思っております。ですので、燃料についてもやはりこの世界の状況が変わっているということも踏まえて、何らか削減目標といいますか、そういったものを考えていくことが必要なのではないかと思います。そのときに、やり方としてトップランナーがいいのかどうかについては、もう少し議論をさせていただきたいと考えます。

○辰巳委員

別な話でもよろしいですか、すみません。前回、私もあいまいな言い方をしたように、自分で反省はしているんですけども、三段階料金に関して、均等に段階、比率ではなくて、金額で値上げをしますというお話。それに関しては、変わらないんですよね、その考えは。というか、何の今回は資料もなかったから、それに関しての。だから前回出たまんまで、私もちょっとこの中で話したほうがいいかなというふうな、変な言い方をしたような記憶があるので、だから全然、どうなのかなというのがちょっと気になったままで、資料がなかったもので、忘れておりませんよということを念を押しておくといいのかもしれないんですけども。

○安念委員長

それは議論の対象だということも申し上げました。4円11銭を3つ全部同額でのつけるというのは、申請の中身そのものだから、申請を出し直さない限りは変わってこないということです。しかし、それについて我々が議論する自由はもちろんある。そういうことです。

○辰巳委員

それを確認したかったんです。

○南委員

先ほどの水力発電の過去も検証すべきか、現状のやつが本当に妥当なのかという点については、多分、本当に松村先生がおっしゃるような、決めなければいけない問題だというふうに思いますが、多分、判断の基礎になる根拠としては、本当に事業者の自助努力の及ばない電源構成の変動に当たるのか。今回、全てにおいて。というところの一つの要素として、本当にそこまで手を伸ばしていいのかどうかという点に尽きるのではないかなと、個人的には思っていますが、そのあたりも含めて議論させてください。

○安念委員長

ほか、いかがでしょうか。

○辰巳委員

もう一つ、すみません。資料4の11のスライドなんですけれども。

○安念委員長

新エネの話ね。

○辰巳委員

そうです。見込みとして数値、すごく伸びますよというお話を図で書いてくださっているんですけれども、これは容量の話で書いてあって、kWで書いてあって、下のグラフの左の縦軸なんですけれども、実際の発電量というのは、どんな感じに考えていらっしゃるのかというのが、もうちょっとデータがあればいいなというふうに思ったんですけれども。それだけです。すみません。

○安念委員長

電力量の。アワーの資料がないかと、そういう話。

○辰巳委員

そうそう。kWで縦に書いてあるけれども。そうですね。また、つくっていただければという、それだけです。

○安念委員長

それはちょっと事務局もテイクノートしておいていただきましょう。

ほかにいかがですか。オブザーバーの方、何かありませんか。山口さん、どうぞ。

○山口専務理事（北海道生活協同組合連合会）

資料の14ですか、前回もこの自然エネルギーのところをしっかりと長期展望をさし示してほしいという願いをしました。畜産用のバイオガスというのは、どちらかと言えば私からすれば、蓄電の部分がありますね。太陽とか風というのは不安定ですけれども、畜産用のバイオガスというのは、ガスでためておいて、必要なときに電気にして売ることができる。このところ方針を見ると、北電さんも3カ年かけて研究開発を進めていただけると。そういう意味では非常に、きょう初めてこういう文章を私は見たわけですし、いろいろ新エネルギーやっていますというやつはわかっていたけれども、この辺のところをしっかりと進めていただきたいなと思います。

とりわけ北海道は、ホルスタインで約90万頭、肉牛で約50万ぐらい、豚が130万頭ぐらいいるんです。その辺で言えば、この畜産の糞尿というのはただ畑に還元するのではなくて、一度、バイオガスでガスを出して電気にして、そしてできたやつ、液汁は畑に還元すると。化学肥料も今かなり上がっています。リン、硝石含めて。そんなところがもう一度きちっと畑に還元できれば、これはプラスになりますし、冬場の北海道はほとんど野菜は冬、道外から持ってきているんですね。これをうまく使えば、熱を使って冬場の野菜供給もできますし、雇用も函館でエネコブというところで、昨年、バイオマスプラントが昨年動いたんですけれども、3人ちゃんと雇用で

きているんですね。運んだりすることの中で。

ですから、非常に地域全体からすれば、北海道の雇用という問題からもプラス要因がありますし、ぜひそういうところについて本格的に、時間がかかるけれども、こういう分野には積極的な投資をしていただける、こんなプランをぜひ出していただければ、この間も発言していますけれども、料金の問題というのは、もちろん基本的にあつて、しょうがないなとわかりますけれども、ここのところはどう見ても私には納得できないのは、原発ありきと。そうではなくて、原発を当面やはりコストはかかるけれども、動かしながら、だけれども、自然エネルギーに向かって、将来のこういう方向に向かって北電さん行くんですよと。ここのところをしっかりと表明していただければ、我々も当面大いに協力するという視点でおります。

私は実家は牛屋なんだけれども、最近数がふえてくると、何が起きているかという、停電ですね。停電が起きればやっぱり200頭も搾っていると、手搾りできないわけですよ。そうすると、発電機をやっぱり用意しなくてはならない。だけれども、それはさっき言った糞尿をきちっと使った発電機があればできるわけですよ。結構、十勝も含めて大きな牛屋はふえてきております。そういう意味での常に補助的な対応もできるわけですから、非常にこのバイオマスプラントについては、例えば電気を太陽光なんかにすると、電線が太くたってうまく買ってくれないよと、かなり起きています。だけれども、夜の場合であれば、別に問題ないわけですね。太陽光の空いているところは夜は使っていませんので、そういう意味で言うと、そういう意味での投資も少なく済むんだらうなと。ぜひ、そういう分野での研究開発を含めて、進めていただければというのが、今回の私、審議会が一番言いたいところでございます。よろしくお願いします。

○安念委員長

ありがとうございます。何かコメントいただくことがありますか。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

貴重なご意見ありがとうございます。14ページのパワーポイントのとおりでございまして、まだまだスタートしたばかりではございますけれども、しっかり取り組んでまいりたいと思っています。

○山口専務理事（北海道生活協同組合連合会）

ありがとうございます。

○辰巳委員

ついでにいいですか。先ほど26ページと28ページを比較して、25、26年から27年にかけて、余り変化がないからもうちょっと気張れませんかということを申し上げたつもりなんですけれども、もうちょっと具体的に言いますと、例えばの話、やっぱり経営がひっ迫しているということを消

費者の方に理解していただくのに、きょうは役員の方がいらしておりますので、やっぱりもうちょっと役員報酬を引き下げと書いてあるところを、さらにもうちょっと頑張りますとか、そういうふうなことはできないのかなと。やっぱりみずから頑張っていますよという姿勢を見せてもらえるのには、こういうのがやっぱり目立ってしまって、変わらないんですよね、結局。25年、26年。結局、未達のままなので、このあたりなんかはどういうふうにお考えですかというのを、ちょっと追加で伺いたい。私、これはいつも松村先生の分野だから、余り言わないでおこうかと思ったんだけど、きょうはおっしゃらないから、すみません。

○安念委員長

何かコメントありますか。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

増減説明に書いてあるとおりでございまして、経営効率化の観点から、全品目の洗い出しを行う中で、あわせて検討と書かせていただいておりますけれども、議論を深めてまいりたいというふうに思っております。ご指摘は十分承知しております。

○安念委員長

辰巳さんはもっと下げろとおっしゃりたいの。と言ったって、我々自身が決めた要領が・・・。

○辰巳委員

もちろんわかっています。でもやっぱり見えるから、消費者にとっても。黒の三角にならないようにできないのかなというだけの話。

○安念委員長

そういうことね。

○辰巳委員

単純にそれだけです。

○安念委員長

そういうご意見がありました。私は、こういうところは鈍感なんだけれども、世の中にはよそ様の給料が気になるという一般原則があることは、これはたしかですな。

○辰巳委員

もうかっているときは、幾らでもどうぞ。

○安念委員長

この1,800万って、いつまでも続けなければいけないものなんですかね。

○辰巳委員

それはさっきの話ではないんですか。

○安念委員長

原発が動き出しても、ずっと1,800万で貧乏していると言ったらなんだけれども、いつ戻してもらえるものなんですかね。まあ、どうでもいい話だ。

ほかいかがですか。では、きょうはこのぐらいにしておきましょうか。

それでは、事務局にお願い。

資料4のスライド15のさっき辰巳さんから出た論点なんだけれども、ちょっと何かビジュアルイズするような資料というのはつくれないものか、検討しておいてください。

それともう一つ、これは僕からのお願いなんですけど、過去、料金の認可について100条に基づく条件をつけた実例というのがあれば、それを教えてください。100条2項の要件を守らなければいけないのですが、実例がないとなかなかわからないので、もしあったら探しておいていただけないでしょうか。それがお願いだな。

それと、先ほどからもう何人もの委員の方からもご指摘が既にあったところですが、とにかく今回、電変については初めて適用することなので、そもそも審査というか、査定の対象というか、スコープというか深さというか、それについては今のところはまだ固まった慣行とか、考え方がないので、今回、それをまずは一般論として固めてかからなければなりません。査定の対象は燃料費であることははっきりしているんだけど、その燃料費のどこをどう査定するのかということは、そんなに法令上、かちっと決まっているわけではないので、まずはそれを議論しなければならないと思います。

そんなに解釈の幅があるとも思えないけれども、全然ないというものでもなさそうですので、まず、それを次回以降、議論をしたいと私は思っております。これはローヤーとしてどうしても何かそこを整理しないと何となく次に進めないんですよ。

では、そういうことにいたしましょう。

では、事務局のほうから。

○伊藤電力市場整備課長

本日はご議論いただきましてありがとうございます。それで、幾つか宿題をいただきまして、2点ほど。まず1点目の今委員長からお話のあった全体の深さと言うんでしょうか、方法論については、事務局のほうで整理をさせていただければと思います。事実関係で申し上げますと、河野オブザーバーからお話しありましたけれども、燃料費、単価ということで見られるかというお話がございましたけれども、そもそも燃料費の変動額を査定をするということになっておりまして、また従前から申し上げているように、電気事業法第19条の認可に係らしめているということでございますので、事実関係として言えば、数量のみということだと、相当機械的なチェッ

クということになるわけですが、認可に係らしめているということ。そして、有識者会議でも、そもそも電変という制度が原価の適正性を確保すると。実際の電源構成の変動があった場合においても、なお原価がしっかりと適正であるということですので、逆に右から左にそのコストがふえたところを、そのまま自動転嫁という仕組みにはなっておりませんで、あくまでも、その原価、能率的な経営のもとでのその適正原価という考え方だということですので、ちょっとそれを踏まえて、どこまで査定の対象とするかということを整理させていただければと思っております。

また、本日はご議論を深めていただきました値下げのところについては、おおむね電気事業法100条の条件を付すということでご理解いただけたと思いますけれども、委員長からもお話のあったように、100条で、余り先例がございませんが、前人未到の領域でもあるわけですが、ただ、そうは言っても幾つか参考になる事例がございますので、それも整理した上で、きょうご議論いただいた何をトリガーとし、先ほど永田先生からもお話しありましたように、基本的には転嫁していた燃料費の増分がキャンセルアウトされたら、それをユーザーに還元すると。こういう考え方について、きょうは基本的には意見の一致ということだと思いますので、それを踏まえて具体的に何が起きた、その場合分けをどう整理をし、それぞれについてどう考えるかということをし、少し整理をさせていただければと思っております。

では、あわせてちょっと事務局からの事務的なご連絡になりますけれども、これも前回申し上げたように、9月11日に公聴会を札幌で行おうということになってございます。安念委員長以下、一部委員の先生方にもご協力をいただきまして、我々事務局も札幌に参りまして、現地で公聴会を行います。ちょっと手続的なことで申し上げますと、8月1日から消費者庁、あるいは全国消費者団体連絡会にご協力をいただき、北海道地域内の自治体、消費者団体、中小企業団体等々、合計で650以上の団体に対して周知のご連絡を行わせていただきまして、8月末までで意見陳述人及び傍聴人の公募を行ったということがございます。最終的に意見陳述人は26名ということで、傍聴人には73名ということになっていただいております。公聴会の開催は9月11日の1日の開催としております。また、結果については終了後、小委員会の方でご報告申し上げたいと思います。

あと、小委員会の次回の日程でございますけれども、来週公聴会を経て、その結果のご報告、あるいはきょうは縷々ご議論いただいて、先ほど委員長からも宿題を整理いただきましたけれども、さらに検討を深めるべき論点ということについて、ご議論いただきたいということですので、それを整理をした上で、9月17日水曜日に次回の小委員会を開催させていただければと思っております。また、具体的な時間、場所については、ご連絡申し上げます。

以上でございます。

4. 閉会

○安念委員長

では、どうもありがとうございました。

——了——